

改正

昭和48年7月30日議会規則第1号
平成3年10月1日議会規則第2号
平成19年3月29日議会規則第2号
平成20年3月25日議会規則第1号
令和6年5月1日議会規則第1号

根室市議会傍聴規則

(趣旨)

第1条 この規則は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第130条第3項の規定に基づき傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴の手続)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名、年令を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

2 会議を傍聴しようとする者が団体である場合においては、代表者又は責任者がその団体の名称、人員、自己の住所、氏名及び年令を傍聴人受付簿に記入しなければならない。

3 報道関係者及び特に必要があると認め、議長から傍聴証の交付を受けた者は、前2項の規定にかかわらず傍聴することができる。

(傍聴証の交付及び返還)

第4条 傍聴証は会計年度ごとに交付する。

2 傍聴証の交付を受けた者は当該年度が終つたときは、返還しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の傍聴人の定員は、27人（車いす使用者席2人分を含む。）とする。

(議場への入場禁止)

第6条 傍聴人は議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他危険なものを持つている者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 異様な服装をしている者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持つている者

(5) 笛、ラツパ、太鼓その他楽器の類を持つている者

(6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し又は人に迷惑をおよぼすと認められる者

2 児童及び乳幼児は傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合はこの限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席にあるときは次の事項を守らなければならない。

(1) 議場における言論に対して拍手、その他の方法により公然と可否の表明をしないこと。

(2) 談論し、放歌し、高笑しその他騒ぎ立てないこと。

(3) はち巻、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときはこの限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 通信機器の類を使用しないこと。

(7) みだりに席を離れ又は不体裁な行為をしないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第9条 傍聴人は傍聴席において写真、映画等を撮影し又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者はこの限りでない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は秘密会を開く議決があつたときは速やかに退場しなければならない。

(事務局員の指示)

第11条 傍聴人はすべて事務局員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは議長はこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

附 則

1 この規則は、昭和40年12月17日から施行する。

2 根室市議会傍聴規則（昭和32年8月1日規則第8号。）は、廃止する。

附 則（昭和48年7月30日議会規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年10月1日議会規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月29日議会規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日議会規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和6年5月1日議会規則第1号）

この規則は、令和6年5月7日から施行する。